

| | | | |
|----|------|----|---|
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 |
| | | | |

久留米大学御井学舎厚生施設等使用願

令和 年 月 日

学 生 部 長 殿

所 属 又 は 団 体 名 _____

代 表 者 【学籍番号】 _____

【氏 名】 _____ 印

【電話番号】 _____

久留米大学御井学舎厚生施設使用細則(裏面)を遵守いたしますので、下記使用について御許可
くださるようお願いします。なお、使用後は清掃整理を必ず責任を持っています。

記

| | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------|---|------|---|----------|--------------|-----------|-----|
| 使 用 日 時 | 自) 令和 年 月 日 () 時 分 から | | | | | | | |
| | 至) 令和 年 月 日 () 時 分 まで | | | | | | | |
| ※ 週ごとに特定の曜日で使用する場合は、以下に記入 | | | | | | | | |
| 【 毎週 曜日 時 分 ~ 時 分 】 | | | | | | | | |
| 使用開始日 令和 年 月 日 () | | | | | | | | |
| 使用終了日 令和 年 月 日 () | | | | | | | | |
| 使用施設・備品(○で囲んでください。) | 御 井 学 館 | | 学生会館 | | | 茶 室 | | |
| | 【1階】 | ・食堂 | 【1階】 | ・クラリネット ・小ラウンジ | | 【1階】 | ・茶室 | |
| | 【2階】 | ・ラウンジ | 【2階】 | ・檯 ・ギャラリー | | そ の 他 () | | |
| | 【3階】 | ・M31 ・M32 ・M33 ・大ホール | 【3階】 | ・ミーティングルーム 1 ・ミーティングルーム 2 ・ミーティングルーム 3(A・B・C) ↑パーティションで3つに区切る事が可能。 | | | | |
| | 第 1 部 室 棟 | | | 第 2 部 室 棟 | | | 第 3 部 室 棟 | |
| | 【1階】 | ・浴室 | 【5階】 | ・ 小スタジオ ・ 大スタジオ | | 【1階】 | ・和室 | |
| | 【2階】 | ・和室A ・和室B ・和室C | | | | | | |
| | 備 品 名 | | 使用数 | 最大数 | 備 品 名 | | 使用数 | 最大数 |
| | ・学生会館パネル (109cm 正方形) | | | 30 台 | ・ノートパソコン | | | 1 台 |
| | ・校 旗 | | | 1 流 | ・プロジェクター | | | 2 台 |
| ・紅 白 幕 | | | 1 帖 | ・スピーカー&マイク | | | 4 台 | |
| ・テ ン ト | | | 15 張 | ・拡 声 器 | | | 3 台 | |
| | | | | ・プラカード(文・人間・法・経済・商) | | | 各 2 | |
| | | | | その他() | | | | |
| 使 用 目 的 | | | | | | | | |
| 使 用 人 数 | | 計 _____ 名 (・本学学生 _____ 名 ・本学教職員 _____ 名 ・学外者 _____ 名) | | | | | | |
| 冷暖房使用の有無 | | 有 ・ 無 | | | | | | |
| 使 用 責 任 者 | | 【学籍番号】 _____ 【氏名】 _____ 【電話番号】 _____ | | | | | | |

学生課記入欄

◆ 月 日 : 台帳記入 ◆ 月 日 : 警備にコピー渡し ◆ 月 日 : アリーナ管理室にコピー渡し
備考 「代表者」欄は、必ず自署してください。太枠内を全て記入すること。

○久留米大学御井学舎厚生施設使用細則

- 第1条 この細則は、久留米大学御井学舎厚生施設規程第8条の規定に基づき、久留米大学御井学館及び久留米大学御井学生会館（以下「厚生施設」という。）の使用に関する必要事項について定める。
- 第2条 厚生施設は、原則として、平日午前8時から午後7時まで開館する。ただし、学生部長が許可したときは、開館時間を変更することができる。
- 第3条 厚生施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、本学の行事又は学生部長が必要と認めたときは、使用を許可することができる。
- (1) 国民の祝日に関する法律に定める日 (3) 学則に定めた休暇期間
 (2) 土曜日・日曜日 (4) 本学創立記念日及び本学が指定する日
- 第4条 次の各号に掲げる共用施設の使用については、予め所定の使用願を提出し、学生部長の許可を得なければならない。
- | | |
|---|--|
| (1) 御井学館 イ 教室 ロ 会議室 ハ 大ホール ニ 和室（別棟） ホ 食堂・ラウンジの特殊目的使用 | (2) 御井学生会館 イ ラウンジ ロ 小ラウンジ ハ レストラン ニ ギャラリー ホ ミーティングルーム |
|---|--|
- 第5条 厚生施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 常に清潔、整頓に心がけること。
 - (2) 施設、備品を破損し、または落書等をしないこと。
 - (3) 無断で備品の位置を移動したり、改装したりしないこと。
 - (4) 下駄ばきまたはスパイク等で出入しないこと。
 - (5) 掲示は、所定の手続きを経て、所定の場所にすること。
 - (6) 凶器・危険物等の搬入をしないこと。
 - (7) 喧騒にわたる行為をしないこと。
 - (8) 厚生施設内に宿泊しないこと。
 - (9) 厚生施設内の指定した場所以外での禁煙を遵守すること。
 - (10) その他施設内の風紀、秩序を乱す行為等をしないこと。
- 第6条 学生部長は、次の各号に掲げる事態が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、その使用を中止させ、または許可を取消することができる。
- (1) 厚生施設に係る諸規程に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
 - (2) 厚生施設内の風紀や秩序を乱し、又はその恐れのあるとき。
 - (3) 建物又は付帯施設を滅失、毀損し、又はその恐れのあるとき。
 - (4) その他中止等に値する突発的事情が生じたとき。
- 第7条 利用者は、厚生施設の建物、備品、付帯施設等を滅失、毀損した場合は、直ちに御井学舎事務部学生課へ届出なければならない。この場合、故意または重大なる過失による場合は、その損害を賠償しなければならない。

学生会館ミーティングルーム備品等

| 部屋 | 机 | 椅子 | その他備品 |
|--------------------------------------|-----|------|--|
| ミーティングルーム1 | 13台 | 30脚 | ・ホワイトボード ・AVデッキ (CD/VSH/DVD) ・ワイヤレスマイク (2本) ・ワイヤ付マイク (1本) |
| ミーティングルーム2 | 13台 | 30脚 | ・ホワイトボード ・スクリーン ・AVデッキ (CD/VSH/DVD) ・ワイヤレスマイク (2本) ・ワイヤ付マイク (1本) |
| ミーティングルーム3 ※パテーションにより 3部屋に分割可能 | 36台 | 125脚 | ・ホワイトボード ・スクリーン ・AVデッキ (CD/VSH/DVD) ・ワイヤレスマイク (2本) ・ワイヤ付マイク (1本) |

御井学館備品等

| 部屋 | 席数 | その他備品 |
|------|------|--|
| 大ホール | 578席 | ・ワイヤレスマイク (4本) ・ワイヤ付マイク (4本) ・ピンマイク (4本) ・スクリーン ・音響機器 |